

中学校部活動の現状と取組

1 本市の中学校部活動の現状

(1) 学校数・生徒数

令和6年度 72校（義務教育学校含む）、26,642人

(2) 部数・加入率（令和6年度）

	部数	指導者	加入生徒数	加入率
運動部	792	1,390	15,492	58.1%
文化部	253	526	5,973	22.4%

(3) 競技別運動部数（792部の内訳）

No.	部活動名	部数（部）	No.	部活動名	部数（部）
1	陸上	110	11	柔道	24
2	バスケットボール	106	12	ラグビー	17
3	バレーボール	84	13	ハンドボール	17
4	ソフトテニス	82	14	ワンゲル	10
5	卓球	81	15	ソフトボール	9
6	野球	65	16	体操	5
7	サッカー	64	17	相撲	3
8	剣道	48	18	テニス	2
9	水泳	34	19	ダンス	3
10	バドミントン	28	部数		792

※男女別の部は、男女別でカウントして集計している。

(4) 活動内容別文化部数（253部の内訳）

No.	部活動名	部数（部）	No.	部活動名	部数（部）
1	美術・工芸	64	11	演劇	3
2	吹奏楽	62	12	総合文化	3
3	家庭科	23	13	軽音	2
4	自然科学、科学・技術	21	14	文芸	2
5	パソコン	18	15	ボランティア	2
6	放送	18	16	将棋	1
7	園芸	11	17	華道	1
8	茶道	6	18	日本音楽	1
9	伝統文化	4	19	その他	8
10	合唱・コーラス・和太鼓等	3	部数		253

※男女別の部は、男女別でカウントして集計している。

(5) 中学校の生徒数と運動部活動数の推移>

平成4年(1992)→令和6年(2024)約30年間

生徒数:40%減 運動部数:25%減

年度	生徒数 (人)	運動部数 (部)	文化部数 (部)	運動部+文化部 加入率(%)
平成4	45,138	1,066	—	—
平成14	31,818	874	—	—
平成24	30,944	830	293	84.8
令和6	26,642	792	253	80.5

40%減
25%減

(6) 運動部活動加入生徒数減少率(20年間)※減少率順

NO.	競技	部数			人数			減少率 ②/①- 100%
		H15 ①	R5 ②	差 ②-①	H15 ①	R5 ②	差 ②-①	
1	体操	9	5	▲ 4	158	47	▲ 111	▲ 70%
2	柔道	36	26	▲ 10	512	175	▲ 337	▲ 65%
3	野球	67	72	5	2,647	1,003	▲ 1,644	▲ 62%
4	サッカー	64	69	5	2,261	1,468	▲ 793	▲ 35%
5	ソフトテニス	86	83	▲ 3	2,946	2,028	▲ 918	▲ 31%
6	ソフトボール	10	10	0	193	163	▲ 30	▲ 15%
7	バレーボール	94	86	▲ 8	2,141	1,824	▲ 317	▲ 14%
8	バドミントン	26	29	3	883	768	▲ 115	▲ 13%
9	卓球	87	81	▲ 6	1,700	1,484	▲ 216	▲ 12%
10	ラグビー	21	20	▲ 1	497	435	▲ 62	▲ 12%
11	剣道	53	46	▲ 7	477	426	▲ 51	▲ 10%
12	テニス	5	2	▲ 3	65	59	▲ 6	▲ 9%
13	ハンドボール	15	17	2	392	360	▲ 32	▲ 8%
14	ワンゲル	23	11	▲ 12	226	209	▲ 17	▲ 7%
15	水泳	39	35	▲ 2	439	418	▲ 21	▲ 4%
16	バスケットボール	96	107	11	2,588	2,816	228	8%
17	陸上	96	108	12	1,775	2,059	284	16%
18	相撲	3	4	1	18	26	8	44%
19	その他	9	1	1	55	3	▲ 52	—
	合計	839	812	▲ 25	19,973	15,771	▲ 4,202	▲ 21%

2 本市における部活動改革の取組経過 ※資料内の R6 実施状況に関する数値は、令和 6 年度末時点の状況

(1) 外部コーチ派遣事業（昭和 59 年度～）

- ・実施内容 運動部顧問による技術指導が困難な運動部や合同部活動を実施する運動部などに対し、当該競技の技術指導に優れた指導者（有償ボランティア）を派遣。外部指導者の扱いであり、引率は不可。
- ・単価 3, 007 円／回
- ・R6 実施校数 66 校（中学校 60 校、高等学校 6 校）
- ・R6 総派遣回数 5, 600 回程度（中学校 5, 000 回程度、高等学校 600 回程度）
- ・R6 実人数 188 人（中学校 158 人、高等学校 30 人）

(2) 吹奏楽技術指導者派遣事業（平成 8 年度～）

- ・実施内容 吹奏楽部の技術指導が可能な教員が不足している学校へ、吹奏楽活動の指導経験が豊富な者等を技術指導者として、1 校につき年 40 回を超えない範囲内で派遣。（技術指導者の人選は校長が行う。）外部指導者の扱いであり、引率は不可。
- ・単価 3, 000 円／回
- ・R6 実施校数 39 校
- ・R6 総派遣回数 1, 400 回程度（R4 以前の 1, 050 回程度から予算を充実）
- ・R6 実人数 51 人（全て中学校）

(3) 合同部活動について（平成 11 年度～）

- ・実施内容 部員数の減少により、チームが組めない、もしくは、試合形式の練習等実戦的な練習が十分にできない運動部を対象に合同で練習を実施する。
- ・R6 実施状況 30 校（12 合同部）

(4) 合同チームについて（平成 11 年度～）

- ・実施内容 部員数が少ないため、単独で大会に参加できないチーム同士が、合同チームとして大会に参加できる制度。対象種目は 8 種目（軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ホッケー、ラグビーフットボール）
- ・R6 実施状況 春季総合体育大会：6 種目 19 チーム、夏季選手権大会：6 種目 21 チーム、秋季新人大会：6 種目 17 チーム

(5) ブロック内選択制部活動（平成 13 年度～）

- ・実施内容 在籍校に希望する運動部がない場合、他校の運動部に参加できる制度
- ・R6 実施状況 12 種目 98 人
- ・中体連主催大会において受入校から団体種目での参加が可能（R5～）

(6) 部活動指導員の任用（平成 30 年度～）

- ・実施内容 教員の働き方改革を目的に、顧問（教員）に代わって生徒の指導や引率を行うことができる職員（会計年度任用職員）を配置。（スポーツ庁、文化庁の補助金を活用。）主に運動部の各種競技と吹奏楽部、美術部に配置。
- ・単価 中学：1, 983 円／時間、高校：1, 988 円／時間

- ・ R 6 実施校数 7 2 校
- ・ R 6 実人数 3 2 2 人

[内訳]

中学校 6 6 校 3 0 2 人（運動部 2 4 8 人、文化部 5 4 人）

高等学校 6 校 2 0 人（運動部 1 8 人、文化部 2 人）

3 令和 7 年度の本市における部活動の地域連携や地域クラブ活動充実にに向けた環境整備

本市では、国の事業委託を受け、令和 3 年度に実践研究を開始して以降、順次、実施規模を拡大し、令和 5 年度は 1 6 校 2 8 部、令和 6 年度は 2 6 校 5 8 部で実践研究を行ってきた。また、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議において、「京都ならではの」の学校部活動（運動部・文化部）や地域クラブ活動の在り方の検討を進めてきた。

令和 7 年度は、以下の取組を実施し、推進方針の具体化に向けた年次計画や課題への対応策を盛り込んだ「実施計画」の策定に着手する。

（１）実践研究事業の実施

「改革推進期間」 3 年目となる令和 7 年度は、令和 1 0 年度以降の推進方針の実現を見据え、民間専門機関や大学、プロスポーツチーム、総合型地域クラブ等と連携した取組を拡充する。

具体的には、これまでの休日に限定した取組から、平日も含む取組に拡大するとともに、複数校の合同実施など、1 0 か所程度（競技別の拠点数）で学校管理外の取組として学校の枠を超えた生徒が参加できる仕組みづくりに着手する。

（参考）令和 6 年度の実践研究事業の取組状況（計 2 6 校 5 8 部活動）

① 民間事業者への委託

- ・ 実施校数：1 4 校 2 0 部活動
- ・ 取組内容：休日の部活動の地域移行に関する管理運営業務委託

② 大学との連携

- ・ 実施校数：1 8 校 3 1 部活動
- ・ 取組内容：大阪成蹊大学・びわこ成蹊スポーツ大学と連携し、休日に専門的指導ができる学生を顧問の補助として派遣。

③ 総合型地域スポーツクラブ との連携

- ・ 実施校等：1 校 1 部活（向島秀蓮小中（後期課程） 女子バスケットボール部）
- ・ 取組内容：本市に拠点を置き、様々な種目の活動を行っている総合型地域スポーツクラブ「K-style」と連携し、休日に指導者を顧問の補助として派遣。

④ プロバスケットボールチーム「京都ハンナリーズ」と連携

- ・ 実施校数：2 校 2 部活（松原中及び双ヶ丘中 男子バスケットボール部）
- ・ 取組内容：京都ハンナリーズからユースチームの指導者を派遣し、部活動の顧問とともに実技指導など部活動運営に関わりながら、生徒のニーズに即した活動の充実等を図る。

⑤ エリア制合同部活動

- ・ 実施校等：2 校 4 部活（七条中及び八条中）
- ・ 取組内容：隣接する七条中及び八条中の運動部が、休日に学校単位ではなく 合同で部活動（学校管理下）を行うことで、指導体制を充実する。また、生徒の活動に支障のない範囲で、指導者が交代で指導を行う等の方法により、指導者（教員等）の負担軽減も図る。